

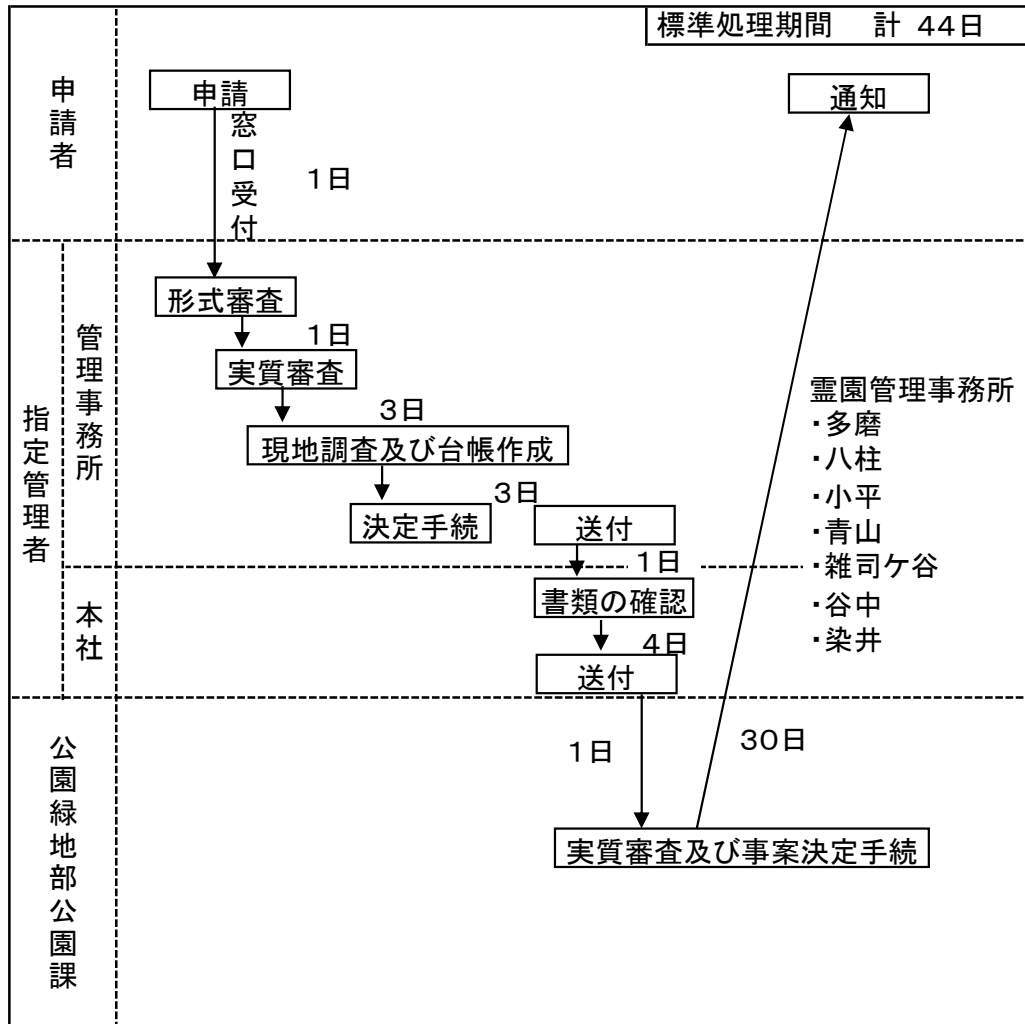
## 事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名            使用者の地位の承継許可

作成部署            建設局公園緑地部公園課霊園担当 電話41-351

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記入漏れがないか審査します。
2	実質審査	提出された申請書に記入漏れがないか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
3	現地調査及び台帳精査	提出された申請書に基づき、現地を調査し、台帳を精査します。
4	決定手続	承継許可の可否について各霊園管理事務所長が決定します。
5	書類確認	各霊園の書類のとりまとめ・システム情報との照合・修正を行います。
6	実施審査及び事案決定手続	提出された申請書が審査基準を満たしているかどうかを審査します。許可の可否について知事が決定します。
7	通知	申請者に承継許可の通知を行います。